

兵庫県獵友会姫路支部会則

平成 29 年 11 月 8 日

実施

平成 30 年 10 月 12 日

改定

令和 4 年 11 月 4 日

改定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、兵庫県獵友会姫路支部（以下「本会」という）という。

(事務局)

第 2 条 本会の事務所を姫路市夢前町前之庄 2160 姫路市夢前事務所内 3 階に置く

(目 的)

第 3 条 本会は、会員総合の親睦をはかり、狩猟者道徳の向上を目的とする。

(活 動)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成する為次の活動を行う。

- 1 獣鳥獣の保護増殖、有害鳥獣捕獲に関する活動を行う。
- 2 獣、銃刀法、関係法令の知識の向上に関する活動を行う。
- 3 県、獵友会よりの付隨に関する活動を行う。
- 4 鹿肉の有効活用に関する活動を行う。
- 5 本会会員の親睦、銃器取扱、狩猟技能の向上に関する活動を行う。
- 6 その他本会及び会員に必要な活動を行う。

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員は、原則 姫路市内に居住し姫路獵友会に狩猟登録した者とする。

(会 費)

第 6 条 本会の会員は年会費、入会費等別に定めた会費を期日までに納入しなければならない。

第 3 章 役 員

(種別及び選任)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- 1 (1) 支部長 1 名
(2) 副支部長 3 名以内
(3) 会計 1 名
(4) 監査役 2 名
(5) 常任理事 各地区代表者 1 名
(6) 理事 若干名（各地区の役員の補佐）
- 2 役員は、会員の中から総会に於いて選出する。

(1)

(職務)

- 第 8 条 (1) 支部長は、本会を代表し会務を統括する。
(2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長体調不良の時は会務を代行する。
(3) 会計は、本会の会計事務を行い、資産の管理をしなければならない。
(4) 監査理事は、本会の会計事務並びに業務執行の状況を監査する。
(5) 常任理事は、常任理事会を構成し、議決により会務の執行を決定する。
(6) 理事は、理事会を構成し、会務に執行を審議する。

(任期)

- 第 9 条 役員の任期は2年とする。但し、補欠役員の任期は前任者の残された任期とする。
但し、県獣役員任期と同期間とする。又再選される事が出来る。

第4章 会議

(種別・構成)

- 第 10 条 本会の会議は、三役会、常任理事会、理事会、総会とする。
(1) 三役会は、支部長、副支部長、会計をもって構成する。
(2) 常任理事会は、常任理事をもって構成する。
(3) 理事会は、理事をもって構成する。
(4) 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

- 第 11 条 三役会、常任理事会、理事会は次の事項を行う。
1 (1) 本会の運営に関する重要な事項の審議を行う。
(2) 常任理事会は本会の運営に関する重要な事項の決定を行う。
2 総会は次の事項を行う。
(1) 事業報告及び収支決算報告の承認。
(2) 事業計画予算の決定。
(3) 本会の役員の決定。
(4) そのた、本会の運営に関する重要な事項の決定。

(開催・招集)

- 第 12 条 本会の招集は、支部長が招集する。
(1) 三役会、常任理事会、理事会は、必要事項のある時開催する。
(2) 総会は、毎年1回会計年度の終了後開催する。

(定足数)

- 第 13 条 会議は、会員の過半数をもって開催する。但し、過半数未満の場合は別に定める。

(2)

(議長)

- 第 14 条 (1) 総会の議長は、出席会員の中から選任する。
(2) 理事会の議長は、出席会員の中から選任する。
(3) 常任理事会の議長は、支部長がこれに当たる。

(議決)

- 第 15 条 常任理事会、理事会、総会は出席会員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(書面表決)

- 第 16 条 やむを得ず、回日出席出来ない時は、委任状をもって賛否とする事が出来る。
この場合は、第 15 条規定に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 17 条 (1) 会議の議事録については、議長の選任者が日時、会場名、出席者名、又、出席人数、議題、賛否、議決事項、発言者、発言要旨等の議事録を作成しなければならない。
(2) 議事録には、議長及び出席した理事の中から選任した 2 名が署名しなければならない。

(事務局)

- 第 18 条 (1) 本会の事務を処理する為に、支部長は事務員を委託する事が出来る。
(2) 事務局は本会の事務その他必要事項について処理する。
(3) 事務局は、本会の必要事項を保管しなければならない。

第 5 章 資産及会計

(経費の支弁)

- 第 19 条 本会の経費は、入会費、会費、助成補助金、寄付金及び、その他の収入により支弁する。

(事業会計年度)

- 第 20 条 本会の事業計画年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

第 6 章 附則

- 第 21 条 本会の会員は、その年度狩猟期始めより、次年度狩猟期始めまでとする。

- 第 22 条 この会則に規定するもののほか、本会の会務を運営する為に必要な事項、及び規定は、常任理事会の決議を経て運営に当たる。

- (1) 第 10 条 4 項の総会は、姫路獵友会会員をもって構成する。
(2) 第 13 条 会議過半数未満の場合は、出席者の同意又は、支部長の権限によって開会する事が出来る。

- (3) 名誉支部長、顧問、相談役を置く事が出来る。
- (4) 廉弔規程に準ずる。
- (5) 表彰は、特に功労のあった人。
- (6) 在籍30年、40年、50年の会員を定時総会にて表彰する。
- (7) 会員としてふさわしくない行為、又は支部の活動の趣旨に反する行為をした時
常任理事会の決定により、姫路獣友会を除名することが出来る。
- (8) 役員報酬規定に準ずる。
- (9) 役員は、獣友会活動に伴う旅費は、旅費規程に準ずる。
- (10) 緊急出動規程に準ずる。
- (11) 傷病規定は、ハンター保険約款に準ずる。

附 則

- 1 本会の会則に規定するものの他に、一般社団法人兵庫県獣友会の規定に準ずる。
- 2 本会則は、平成29年11月8日から施行する。
- 3 本会則は、平成30年10月12日から施行する。
- 4 本会則は、令和4年11月4日から施行する。